

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		措置命令
所 管 部 課 係 名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
根拠法令及び条項		<p>新座市屋外広告物条例第19条</p> <p>市長は、第4条、第5条、第6条第1項、第11条（第15条第5項及び第7項において準用する場合を含む。）、第12条（第15条第7項において準用する場合を含む。）及び前条の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命じることができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する者を過失がなくして確知することができないときは、当該措置をその命じた者又は委任した者に行わせることができる。この場合において、掲出物件を除却するときは、5日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、市長の命じた者又は委任した者が除却する旨を公示しなければならない。</p>
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため)
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	年 月 日設定 (年 月 日最終変更)